

資 料 目 次

資料 1	岩手大学大学院総合科学研究科の概要	1
資料 2	震災復興の取組	2
資料 3	地域創生専攻ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー， アドミッションポリシー	3
資料 4	グローバルコミュニケーション派遣先一覧	4
資料 5	国立大学法人岩手大学職員就業規則	5
資料 6	インターンシップ実施体制	17
資料 7	地域創生専攻「地域インターンシップB受入企業等予定一覧」	18
資料 8	グローバルコミュニケーション実施体制	19
資料 9	履修モデル	20

岩手大学大学院 総合科学研究科の概要

設置の趣旨・必要性

- 5年間の東日本大震災の復興活動の経験を教育プログラムに反映させ、地域社会の持続的発展のための指導的人材（地域創生を先導する人材）の育成が必要。
- 社会の急速なグローバル化やイノベーション創出等に対応した人材育成機能の強化が必要。
- 社会が抱える課題が高度化・複雑化する中で、社会で指導的立場となっていく大学院修士には、専門深化だけでなく、俯瞰的視野が必要。

岩手大学の特徴

- 被災地であり課題先進県である岩手に立地する有一の国立・中規模総合大学
- 全学部・研究科が1キャンパスに位置
- 学部・研究科を超えた東日本大震災からの復興支援活動の実績（全教員の半数（200名）が参加）

第三期中期目標期間に岩手大学が目指す大学像

復興活動は岩手にとどまらず、日本や世界に共通する課題。これを継続するのは岩手大学の使命であると認識。
 岩手大学は、地域再生の課題解決をはじめ地域社会の持続的発展のための課題を中心におきつつグローバルな視点も含めた教育・研究・社会貢献活動を実施し、地域に根ざして成果を世界へ発信する大学を目指す。

- この大学像に向けて、平成28年度には学士課程の全面的な改組・再編を実施。（人文社会科学部、教育学部、理工学部、農学部）
- 修士課程（博士前期課程含む）は、個々の研究科ごとの再編を図るのではなく、これまでの学部・研究科の枠を超えた復興活動の実績や、全学部・研究科が1キャンパスに位置する中規模総合大学という本学の規程的・資源的特性を踏まえ、既存学問分野の弾力的・機動的なネットワークによる修士課程総体としての人材育成機能の向上・充実に目指すため、修士課程（博士前期課程含む）を統合し、総合科学研究科を設置する。

総合科学研究科 [入学定員294]

育成する人材像

自然科学系、人文科学系、社会科学系等の専門知識に基づきながら、文理の枠を超えた幅広い視野を持って新たな価値を創造し、持続可能な社会の実現に向けて地域社会や地球規模の課題解決に貢献する人材

特色

- 研究科共通科目に、3つのカテゴリー（①震災復興・地域創生／②イノベーション／③グローバル）を設け、総合的・俯瞰的にものを捉えるための授業科目を配置。学生は3つのカテゴリー全てからの単位修得が必要。また、地域創生特論を新設し、全学生必修とする。
- 研究指導は異分野の教員を含めた3名による指導。

新規分野

人文社会科学
研究科
[入学定員16]

水産

地域創生専攻
[入学定員54]

震災復興の経験・実績を活かし、高度な専門知識と俯瞰的な視野を有し、地域創生を先導する人材

震災復興の経験・実績を活かし、高度な専門知識と俯瞰的な視野を有し、地域創生を先導する人材

総合文化学専攻
[入学定員10]

グローバルな視点から地域の文化を理解・保存・発信し、地域の活性化に貢献する人材

東日本大震災からの復興の取組実績を活かす分野や地域課題により直接的に関係する分野で構成（地域創生に不可欠な「なりわい／安全安心／暮らし」の3本柱による、3コース編成）。分野横断型のコース共通科目を配置。

グローバルな視点から、地域の文化芸術資源の保存と活性化を担い、地域から文化を世界に発信する実践力を育成。
 ・日本人と留学生とが共修する専攻共通科目（必修）を充実

理工学専攻
[入学定員180]

工学と理学の融合教育研究により理工学分野においてイノベーションを興すために必要な素養を身につけた人材

- 工学系大学院から理工学系大学院へ。工学と理学の融合によるイノベーション創出
- 学士課程からの接続を意識した8コース編成（体系的な専門深化）
- 理工学全体を俯瞰する専攻共通教育の充実
- 横断履修プログラムによる融合的学びの実現（コース横断型教育）
- 博士後期課程への接続を意識した、グローバル研究者育成プログラムを新設

農学専攻
[入学定員50]

農学・生命科学、特に寒冷地農学の教育研究の深化により農学分野においてイノベーションを興すために必要な素養を身につけた人材

- 植物、生物資源、動物を対象として教育研究分野を再構築・強化。
- 学士課程からの接続を意識した3コース編成（体系的な専門深化）
- 農学分野で幅広く活躍するための専攻共通教育の充実
- 博士後期課程への接続を意識し、英語力強化のための教育を充実

改組前の組織

人文社会科学
研究科
[入学定員16]

農学研究科
[入学定員67]

工学研究科
[入学定員165]

理学

ガバナンス改革

- 研究科長が任命
- 研究科の運営（研究科運営委員会）と教学（専攻教授会）の役割分担による運営の迅速化・効率化
- 外部有識者を加えた「アドバイザー」ボードの常設
- 研究科全体を見据えた人事調整機能の導入

研究科共通科目

- ①震災復興・地域創生）地域創生特論／地域防災特論／地域文化特論
 - ②イノベーション）システム創成特論／物質機能創生特論／先端生命科学特論
 - ③グローバル）グローバル人材・特論／多文化共生特論／グローバル環境特論
- 各科目とも、自然・人文・社会科学の切り口からものごとを捉えるための教育を行う。

研究指導

- 入学当初から、主任指導1名、副指導2名による複数指導体制
- 副指導1名（近い分野）は組織的教育による学生の質保証の役割
- 副指導1名（遠い分野）は、幅広い視野の育成、異分野とのコミュニケーション能力、既存の枠を超えた新しい価値の創造等を期待

岩手大学三陸復興推進機構

①教育支援、②生活支援、③水産業復興推進、④ものづくり産業復興推進、⑤農林畜産業復興推進、⑥地域防災教育研究の6部門体制からなる**岩手大学三陸復興推進機構**は、被災地に設置した「釜石サテライト」「久慈エクステンションセンター」「宮古エクステンションセンター」「大船渡エクステンションセンター」と連携し、「『**岩手の復興と再生に**』**オール岩大パワーを**」を合い言葉に、大学の構成員である**教職員、学生が一体となって、継続的な復興支援を目指しています。**

教育支援部門

小中学生を対象にした放課後学習や放課後の生活支援、子供たちの居場所づくりへの支援、芸術・スポーツ分野における小中高校生への活動支援などに取り組んでいます。



釜石市教育委員会との連携による学習支援

生活支援部門

学生及び教職員によるボランティア活動、心理学の活用による被災者の心のケア、附属動物病院施設の活用などによる被災動物の健康サポート、地域コミュニティの維持・再建に向けた支援などに取り組んでいます。



仮設住宅での手芸品づくりの様子

水産業復興推進部門

水産資源調査から増養殖、水産加工・機能性の付与、商品開発・マーケット開拓まで一体的に教育研究し、三陸独自の6次産業化を推進しています。



流量の定期観測の様子

ものづくり産業復興推進部門

岩手大学のものづくり技術を活かした新たな技術・産業の創出、沿岸地域の製造業に携わる技術者の育成などに取り組んでいます。



難削材料のテスト加工

農林畜産業復興推進部門

岩手大学がこれまで培ってきた研究成果を活かし、土壌改善やインフラ復興などの農地復興支援、高収益型農畜産業の研究開発、ブランディング戦略の策定などを実施し、三陸沿岸の農林畜産業の復興・活性化を支援しています。



見本農園での作業風景

地域防災教育研究部門

地域特性に応じた「多重防災型まちづくり」と「災害文化の醸成と継承」を基本として、地域の視点に立った「ボトムアップ型防災システム」の構築を目指した研究に取り組んでいます。



実践的危機管理講座での図上訓練

資料4 グローバルコミュニケーション派遣先一覧

グローバルコミュニケーション（海外研修プログラム）の派遣先

派遣先		研修内容
国名	大学名	
ドイツ	ロッテンブルグ大学	森林分野の学生と交流プログラム
ドイツ	チュービンゲン大学人文科学部アジア地域文化研究所 (地域マネジメントプログラムの候補として)	地域文化を観光資源とした地域振興の方策に関する交流
アメリカ	the University of Washington, School of Marine and Environmental Affairs, School of Aquatic and Fisheries Science	水産・海洋分野での短期研修プログラム、もしくは水産海洋分野学生との交流プログラム
カナダ	the University of British Columbia, Insitute of Ocean and Fishery	水産・海洋分野での短期研修プログラム、もしくは水産海洋分野学生との交流プログラム
カナダ	Dalhousie University	水産・海洋分野での短期研修プログラム、もしくは水産海洋分野学生との交流プログラム
カナダ	St. Mary's University	水産・海洋分野での短期研修プログラム、もしくは水産海洋分野学生との交流プログラム
ノルウェー	Norwegian School of Economics	水産・海洋分野での短期研修プログラム、もしくは水産海洋分野学生との交流プログラム
アイスラン	University of Akureyri	水産・海洋分野での短期研修プログラム、もしくは水産海洋分野学生との交流プログラム
アイスラン	United Nations University, Fishery Program	水産・海洋分野での短期研修プログラム、もしくは水産海洋分野学生との交流プログラム
スペイン	University of Santiago de Compostela	水産・海洋分野での短期研修プログラム、もしくは水産海洋分野学生との交流プログラム
中国	上海海洋大学	水産・海洋分野での短期研修プログラム、もしくは水産海洋分野学生との交流プログラム
中国	浙江大學	水産・海洋分野での短期研修プログラム、もしくは水産海洋分野学生との交流プログラム
中国	廈門大學	水産・海洋分野での短期研修プログラム、もしくは水産海洋分野学生との交流プログラム
マレーシア	University of Malaya	水産・海洋分野での短期研修プログラム、もしくは水産海洋分野学生との交流プログラム
インドネシ	Gadjah Mada University	水産・海洋分野での短期研修プログラム、もしくは水産海洋分野学生との交流プログラム
台湾	国立台湾大学	水産・海洋分野での短期研修プログラム、もしくは水産海洋分野学生との交流プログラム
中国	大連理工大学	交流協定大学との金型・鑄造分野の交流
マレーシア	パハン大学	交流協定大学との金型・鑄造分野の交流
韓国	ハンバット大学校	交流協定大学との金型・鑄造分野の交流
アメリカ	アラスカ大学アンカレッジ校	短期の学生交流プログラム
スイス	国連国際防災戦略事務局等	国連の防災関連部局等への派遣プログラム
カナダ	The University of British Columbia, Educational and Counseling Psychology, and Special Education in Faculty of Education	短期の学生交流プログラム
アメリカ	カリフォルニア地域の大学・企業 (2週間)	米国の大学や企業を訪問、海外で活躍する起業家やコンサルタントによる講演会、研究者や技術者とのディスカッションを行う研修
アイスランド	アイスランド大学	国際研修—エネルギーと持続可能な社会エネルギーに関する約10日間の海外研修
スウェーデン	リンネ大学	国際研修—エネルギーと持続可能な社会エネルギーに関する約10日間の海外研修
フィリピン	サンカルロス大学	デ・ラ・サール大学での3週間の英語研修

グローバルコミュニケーション（国内研修プログラム）

県内	場所：三陸沿岸被災地、県内、主催：岩手大学	被災地等のフィールドで海外大学の学生と交流するプログラム
陸前高田	場所：陸前高田、主催：岩手大学と立教大学との共同実施	国内外の学生が被災地（陸前高田）をフィールドとして防災やまちづくりをグループ形式で検討するプログラム

国立大学法人岩手大学職員就業規則

(平成16年4月1日制定)

第1章 総則

(目的)

第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定により、教育研究の特性に留意して国立大学法人岩手大学（以下「岩手大学」という。）に勤務する職員の就業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職種)

第2条 この規則において職員とは、教員、事務職員、専門職員、技能職員及び医療職員をいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、雇用の期間の定めのない常時勤務に服することを要する職員に適用する。ただし、岩手大学が雇用の期間を定めて雇用する職員、再雇用された職員等の就業については別に定める。

(職位)

第4条 雇用の期間の定めのない常時勤務に服することを要する職員の職位は、次のとおりとする。

教員（附属学校教員を除く。） 教授、准教授、助教

附属学校教員 副園長・副校長、主幹教諭、教諭・養護教諭

事務職員 事務局長、部長、課長・事務長、主査（副課長・副事務長）、主査、主任、主事

専門職員（事務系）（専門分野）専門員、（専門分野）専門職員

専門職員（技術系） 技術室長、技術専門員、技術専門職員、技術職員

技能職員 技能職員（用務又は労務の業務を含む。）

医療職員 栄養士

保健師・看護師

(権限の委任)

第5条 岩手大学長（以下「学長」という。）は、この規則に規定する権限の一部を他の職員に委任することができる。

(法令との関係)

第6条 この規則に定めのない事項については、労基法、その他の関係法令の定めるところによる。

(遵守義務)

第7条 岩手大学及び職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

(教員の身分取扱)

第8条 教員（附属学校教員を除く。）の身分の取扱いについては、教育研究評議会及

び教授会等の議を経るものとする。ただし、懲戒に係る審議にあつては、教授会等の議を要しないものとする。

第2章 採用・退職等

第1節 採用

(採用)

第9条 職員の採用は、選考による。

2 職員の選考について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員採用規則による。

(労働条件の明示)

第10条 学長は、職員の採用に際して、採用をしようとする職員に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- 一 給与に関する事項
- 二 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- 三 労働契約の期間に関する事項
- 四 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- 五 退職に関する事項

(赴任)

第11条 赴任の命令を受けた職員は、その異動に係る発令の日から、次に掲げる期間内に赴任しなければならない。ただし、やむを得ない理由により定められた期間内に赴任できないときは、岩手大学の承認を得なければならない。

- 一 住居移転を伴わない赴任の場合 即日
- 二 住居移転を伴う赴任の場合 7日以内

(試用期間)

第12条 学長は、職員として採用された者に採用の日から3月の試用期間を設ける。ただし、他の国立大学法人職員、国家公務員、地方公務員及び公共企業体職員その他これらに準ずるものとして学長が認める職員から引き続き岩手大学の職員となった者については、この限りでない。

- 2 試用期間中の職員は、職員として著しく不相当と認められたときに解雇されることがある。
- 3 試用期間は、勤続年数に通算する。

第2節 昇任及び降任

(昇任)

第13条 職員の昇任は、選考による。

2 前項の選考は、その職員の勤務成績（実績、能力、適性等）に基づいて行う。

(降任)

第14条 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、降任することができる。

- 一 勤務成績が良くない場合

- 二 心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合、又は職務に堪えない場合
- 三 その他必要な適性を欠く場合

第3節 異動

(配置換、出向等)

第15条 学長は、業務上の必要により、配置換、兼務、兼職又は出向を命ずることができる。ただし、出向及び異なる職種への配置換の場合については、本人の同意を得たうえで命ずるものとする。

- 2 前項に規定する異動（出向及び異なる職種への配置換を除く。）を命ぜられた職員は、正当な理由がない限り拒むことができない。
- 3 職員の出向について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員出向規則による。

第4節 休職

(休職)

第16条 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職にすることができる。

- 一 別に定める国立大学法人岩手大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則第19条に定める特定病気休暇の期間が連続して90日（同条第1項第2号に定める病気休暇の場合は6月）を超える場合
 - 二 刑事事件に関し起訴された場合
 - 三 学校、研究所、病院等の公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事する場合
 - 四 科学技術に関する国及び独立行政法人と共同して行われる研究又は国若しくは独立行政法人の委託を受けて行われる研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は大学が当該研究に関し指定する施設において従事する場合
 - 五 研究成果活用企業の役員、顧問又は評議員（以下「役員等」という。）の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、岩手大学の職務に従事することができない場合
 - 六 わが国が加盟している国際機関、又は外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合
 - 七 労働組合業務に専従する場合
 - 八 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
 - 九 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが相当と認められる場合
- 2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

(休職の期間)

第17条 前条第1項各号に掲げる事由による休職の期間（第2号に掲げる事由による休職の期間を除く。）は、3年を超えない範囲内において学長が定める。この場合において、休職の期間が3年に満たないときは、初めに休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

- 2 前条第1項第2号に掲げる事由による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

(休職の手続)

第18条 学長は、職員を休職にする場合は、事由を記載した説明書を交付して行うも

のとする。ただし、職員から同意書の提出があった場合にはこの限りでない。

(復職)

- 第19条 学長は、第17条の休職の期間が満了する日までに休職の事由が消滅したと認めた場合は、復職させる。ただし、第16条第1項第1号の休職については、職員が休職の期間が満了する日までに復職を願い出て、医師が休職の事由が消滅したと認めた場合に限り、復職させる。
- 2 前項の場合、学長は、原則として休職前の職場に復帰させる。ただし、心身の条件その他を考慮し、他の職務に従事させることがある。

(休職中の身分)

- 第20条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第5節 退職及び解雇

(退職)

- 第21条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職し、職員としての身分を失う。
- 一 退職を申し出て学長から承認された場合
 - 二 定年に達した日以後における最初の3月31日
 - 三 第17条に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しない場合
 - 四 死亡した場合

(自己都合による退職手続)

- 第22条 職員は、自己の都合により退職しようとする場合は、退職を予定する日の30日前までに、学長に文書をもって申し出なければならない。ただし、やむを得ない事由により30日前までに申し出ることができない場合は、14日前までに申し出なければならない。
- 2 職員は、退職届を提出しても、退職するまではその職務に従事しなければならない。

(早期退職募集による退職手続)

- 第23条 学長は、定年前に退職する意思を有する職員を募集することができる。
- 2 職員の早期退職募集について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員退職手当規則による。
- 3 職員は、第1項の早期退職募集に応募し、認定された場合は、速やかに学長に退職届を提出しなければならない。

(定年)

- 第24条 職員の定年は満60歳とする。ただし、教員(附属学校教員を除く。)については満65歳とする。

第25条 削除

第25条の2 削除

(民間等退職者雇用)

- 第25条の3 学長は、民間企業、地方自治体等を定年等により退職した者について、その者の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するために特に必要と認めるときは、1年を超えない範囲内で期間を定め、採用することができる。

- 2 前項の期間又はこの項の規定により更新された期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。
- 3 前2項の規定に基づき雇用される職員について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学民間等退職者雇用職員就業規則による。

(特命教員)

第25条の4 学長は、第24条の規定により定年退職した教員又は本学以外の教育研究機関等を退職した者について、本学の教育活動の一層の充実及び活性化に資するため、特に必要と認めるときは、1年を超えない範囲内で期間を定め、採用することができる。

- 2 前項の期間又はこの項の規定により更新された期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。
- 3 前2項の規定に基づき雇用される職員について必要な事項は別に定める。

(定年退職者雇用)

第25条の5 学長は、平成25年4月1日以降に第24条の規定により退職した者のうち引き続き岩手大学に勤務することを希望するものについて、1年を超えない範囲内で期間を定めて採用する。

- 2 前項の規定に基づき雇用される職員について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学定年退職者雇用職員就業規則による。

(解雇)

第26条 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、解雇する。

- 一 成年被後見人又は被保佐人となった場合
- 二 禁錮以上の刑に処せられた場合
- 三 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

第27条 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇することができる。

- 一 勤務成績が著しく良くない場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障がある場合、又は職務に堪えない場合
- 三 前2号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合
- 四 事業活動の縮小その他事業の運営上やむを得ない事情が生じた場合

(解雇制限)

第28条 学長は、前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず労基法第81条の規定により打切補償を行う場合、又は天災事変その他やむを得ない事由により岩手大学の事業継続が不可能となった場合で所轄労働基準監督署の認定を受けた場合は、この限りでない。

- 一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- 二 産前産後の女性職員が、別に定める国立大学法人岩手大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則第21条第6号及び第7号の規定により休業する期間及びその後30日間

(解雇予告)

第29条 学長は、第26条及び第27条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告しない場合は、30

日分以上の平均賃金を支払わなければならない。ただし、試用期間中の職員（14日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合、並びに所轄労働基準監督署の認定を受け、天災事変その他やむを得ない事由により岩手大学の事業継続が不可能となった場合又は第45条第2項第5号に定める懲戒解雇をする場合は、この限りでない。

- 2 学長は、職員が前項の規定により解雇予告された日から解雇の日までの間において、当該解雇予告理由について証明書の交付を請求した場合には、遅滞なくこれを交付する。

（退職後の責務）

第30条 職員が退職するときは、退職する日までに、本学が指定した者に業務の引継ぎをしなければならない。

- 2 退職した者、又は解雇された者は、本学からの貸与品及び業務に関して入手した資料等を返還しなければならない。
- 3 退職した者、又は解雇された者は、在職中に職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（退職証明書）

第31条 学長は、退職した者、又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

- 2 前項の証明書に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 雇用期間
- 二 業務の種類
- 三 その事業における地位
- 四 給与
- 五 退職の事由（解雇の場合は、その理由）

- 3 証明書は、前項の事項のうち交付を請求した者が請求した事項のみを証明するものとする。

第3章 給与

（給与）

第32条 職員の給与について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員給与規則又は国立大学法人岩手大学年俸制適用職員給与規則による。

第4章 服務

（誠実義務）

第33条 職員は、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行しなければならない。

（職務専念義務）

第34条 職員は、この規則又は関係法令の定める場合を除いては、職務上要求される注意力をその職責遂行のために用い、岩手大学の職務に従事しなければならない。

（職務専念義務免除期間）

第35条 職員は、関係法令に定められている期間のほか、次に掲げる期間においては、職務専念義務を免除される。

- 一 勤務時間内レクリエーションに参加することを承認された期間
- 二 勤務時間内に組合交渉に参加することを承認された期間
- 三 文部科学省共済組合岩手大学支部が計画し、実施するもので、勤務時間内に行う総合的な健康診査を受けることを承認された期間
- 四 勤務時間内に妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員(以下「妊産婦である職員」という。)が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けること、及びその指導を守ることができるための勤務時間の変更や業務軽減等の措置のために勤務を要しないことを承認された期間
- 五 その他岩手大学が必要と認めた期間

(遵守事項)

第36条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- 一 上司の指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行すること。
- 二 正当な理由なく勤務を欠かないこと。
- 三 職場の内外を問わず、岩手大学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしないこと。
- 四 職務上知ることのできた秘密を他に漏らさないこと。
- 五 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いないこと。
- 六 岩手大学の敷地及び施設内で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしないこと。
- 七 その他大学の機能を阻害する行為をしないこと。

(職員の倫理)

第37条 職員の倫理について遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員倫理規則による。

(研究活動に係る不正行為の防止に関する遵守事項)

第37条の2 職員は、研究活動における不正が起こらない環境を保持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 不正行為を行わないこと。
- 二 不正行為に加担しないこと。
- 三 不正行為を第三者にさせないこと。

(経費の不正使用の防止に関する遵守事項)

第37条の3 職員は、不正使用が起こらない環境を保持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 関係法令、本学の規則等を遵守し、高い倫理性を保持し、清廉性をもって、行うよう努めなければならない。
- 二 不正使用の防止に自ら取り組まなければならない。
- 三 コンプライアンス教育を受けるとともに、前2号に定める事項を約するため、誓約書を学長に提出しなければならない。
- 四 不正使用に係る調査に協力しなければならない。

(ハラスメントの防止等に関する措置)

第38条 ハラスメントの防止等に関する措置は、別に定める国立大学法人岩手大学ハラスメント防止規則による。

(兼業の制限)

第39条 職員は、学長の許可を受けた場合でなければ、他の業務に従事し、又は自ら営利企業を営んではならない。

2 職員の兼業については、別に定める国立大学法人岩手大学職員兼業規則による。

第5章 勤務時間、休日、休暇等

(勤務時間等)

第40条 職員の勤務時間、休日、休暇等について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則による。

(育児休業等)

第41条 職員の育児休業、育児短時間勤務又は育児時間について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員育児休業等に関する規則による。

(介護休業等)

第42条 職員の介護休業又は介護部分休業について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員介護休業等に関する規則による。

(自己啓発等休業)

第42条の2 職員の自己啓発等休業について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員自己啓発等休業に関する規則による。

(配偶者転勤等同伴休業)

第42条の3 職員の配偶者転勤等同伴休業について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員配偶者転勤等同伴休業に関する規則による。

第6章 研修

(研修)

第43条 職員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修に参加することを命ぜられた場合は、これを受けなければならない。

2 学長は、職員に研修機会を提供する。

3 職員の研修について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員研修規則による。

第7章 賞罰

(表彰)

第44条 学長は、職員が岩手大学の業務に関し特に功労があつて他の模範とするに足りると認められるとき、又は永年にわたり勤続し職務に精励し他の模範とするに足りると認められるときは、別に定める国立大学法人岩手大学職員表彰等規則により、これを表彰する。

(懲戒)

第45条 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、所定の手続きの上、これを懲戒することができる。

- 一 職務上の義務に違反した場合
 - 二 故意又は重大な過失により岩手大学に損害を与えた場合
 - 三 岩手大学の名誉又は信用を著しく傷つけた場合
 - 四 承認を受けずに遅刻、早退、欠勤する等勤務を怠った場合
 - 五 刑法上の犯罪に該当する行為があった場合
 - 六 重大な経歴詐称をした場合
 - 七 この規則その他岩手大学の定める諸規則に違反した場合
 - 八 その他前各号に準ずる行為があった場合
- 2 懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。
- 一 戒告 将来を戒める。
 - 二 減給 1年以内の期間を定め給与を減額する。この場合において、1回の額が平均賃金の1日分の2分の1を超え、1月の額が当該月の給与総額の10分の1を超えないものとする。
 - 三 停職 1年以下の期間を定めて出勤を停止し、その間の給与は支給しない。
 - 四 諭旨退職 退職を勧告して退職させる。ただし、勧告に応じない場合は、懲戒解雇する。
 - 五 懲戒解雇 即時に解雇する。
- 3 職員の懲戒について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員懲戒規則による。

(訓告等)

第46条 学長は、前条第1項各号のいずれかに該当する場合で同条第2項の規定による懲戒を行うに至らない程度である者についても、サービスを厳正にし、規律を保持する必要があるときは、訓告又は厳重注意を文書等により行う。

(損害賠償)

第47条 学長は、職員が故意又は重大な過失によって岩手大学に損害を与えた場合は、第45条又は前条の規定による懲戒等の処分を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第8章 安全衛生

(安全管理及び衛生管理)

第48条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の関係法令のほか、学長の指示を守るとともに、岩手大学が行う安全及び衛生に関する措置に協力しなければならない。

- 2 学長は、職員の健康増進と危険防止のために必要な措置をとらなければならない。
- 3 職員の安全管理及び衛生管理について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員安全衛生管理規則による。

第9章 母性保護措置

(妊産婦である職員の就業制限等)

第49条 学長は、妊産婦である職員を妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

(妊産婦である職員の健康診査)

第50条 学長は、妊産婦である職員が請求した場合には、その者が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるために勤務しないことを承認しなければならない。

(妊産婦である職員の業務軽減等)

第51条 学長は、妊産婦である職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせなければならない。

2 学長は、妊娠中の職員が請求した場合において、その者の業務が母胎又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを承認しなければならない。

3 学長は、妊娠中の職員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母胎又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間、勤務しないことを承認しなければならない。

第10章 出張

(出張)

第52条 職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられる場合がある。

2 出張を命ぜられた職員が帰任したときは、速やかに、上司に報告しなければならない。

(旅費)

第53条 前条の出張を命ぜられた場合の旅費に関して必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学旅費規則による。

第11章 知的財産権

(知的財産権)

第54条 知的財産権について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職務発明規則による。

第12章 災害補償

(業務上の災害)

第55条 職員の業務上の災害による補償については、労基法、労働基準法施行規則（昭和22年厚生労働省令第23号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）の定めるところによるほか、別に定める国立大学法人岩手大学職員法定外災害補償規則（以下「法定外補償規則」という。）による。

(通勤途上の災害)

第56条 職員の通勤途上の災害による補償については、労災法の定めるところによるほか、別に定める法定外補償規則による。

第13章 社会保険

(社会保険)

第57条 職員の社会保険については、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）の定めるところによる。

第14章 福利厚生

(福利厚生)

第58条 学長は、職員の福利厚生の充実に努めるものとする。

第15章 退職手当

(退職手当)

第59条 職員の退職手当について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員退職手当規則による。

第16章 不服申立

(不服申立)

第60条 職員は、この規則の身分の取扱いに関して不服がある場合は、学長に申し立てることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において本学の講師として在職し、その者が施行の日以後も引き続き講師として在職する間にあっては、改正後の国立大学法人岩手大学職員就業規則第4条中「教員（附属学校教員を除く。） 教授、准教授、助教」とあるのは、「教員（附属学校教員を除く。） 教授、准教授、講

師、助教」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年12月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年11月23日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き病気休暇を取得している者に係る改正後の規則第16条第1項第1号の規定は、施行日から90日を経過した日の翌日から適用するものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において、現に採用されている再雇用職員及び継続雇用職員へのこの規則の適用については、国立大学法人岩手大学再雇用職員就業規則第4条及び国立大学法人岩手大学継続雇用職員就業規則第4条に定める雇用期間が満了するまでの間においては、なお従前のおりとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

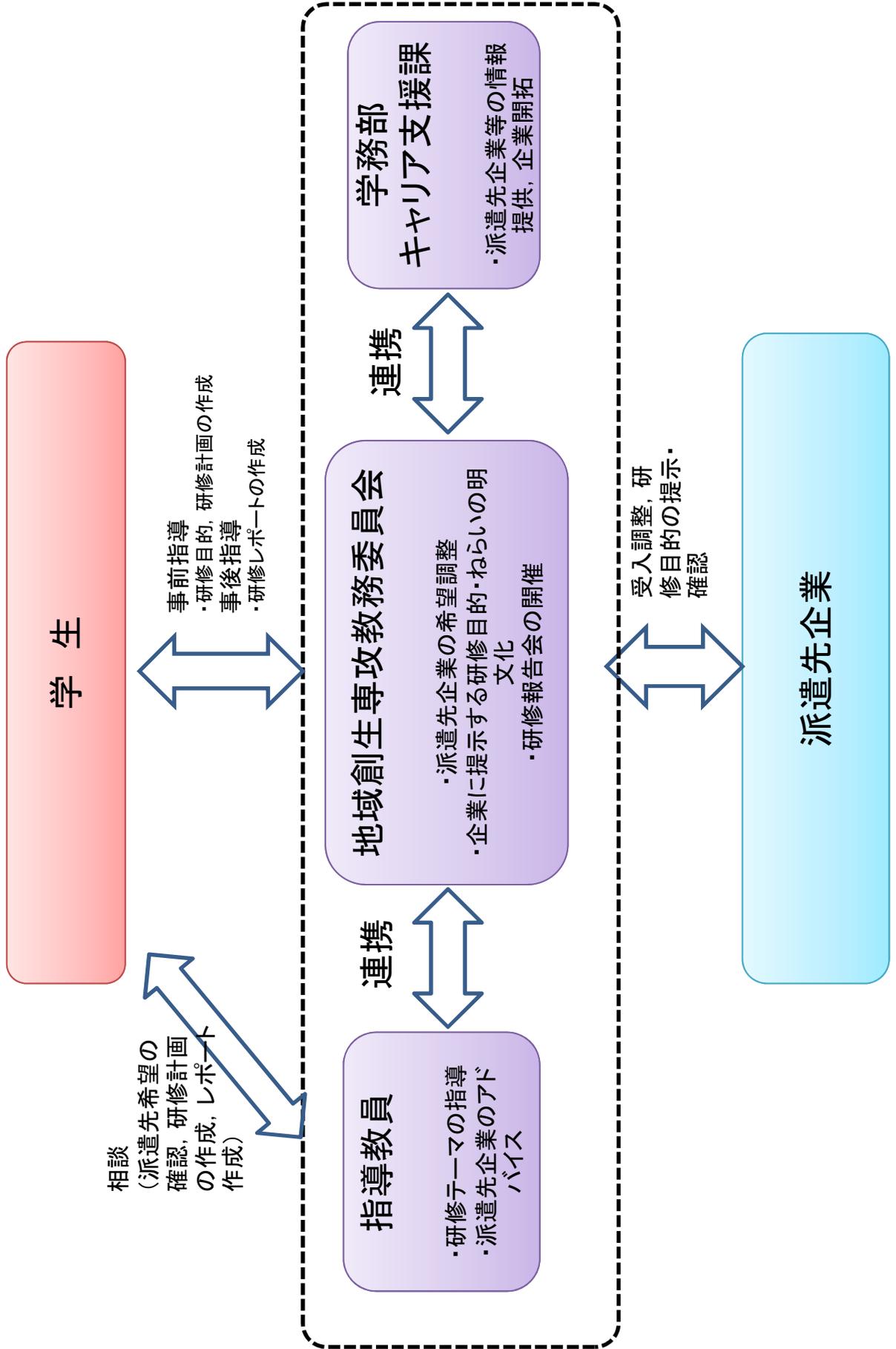
附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

インターンシップの実施体制

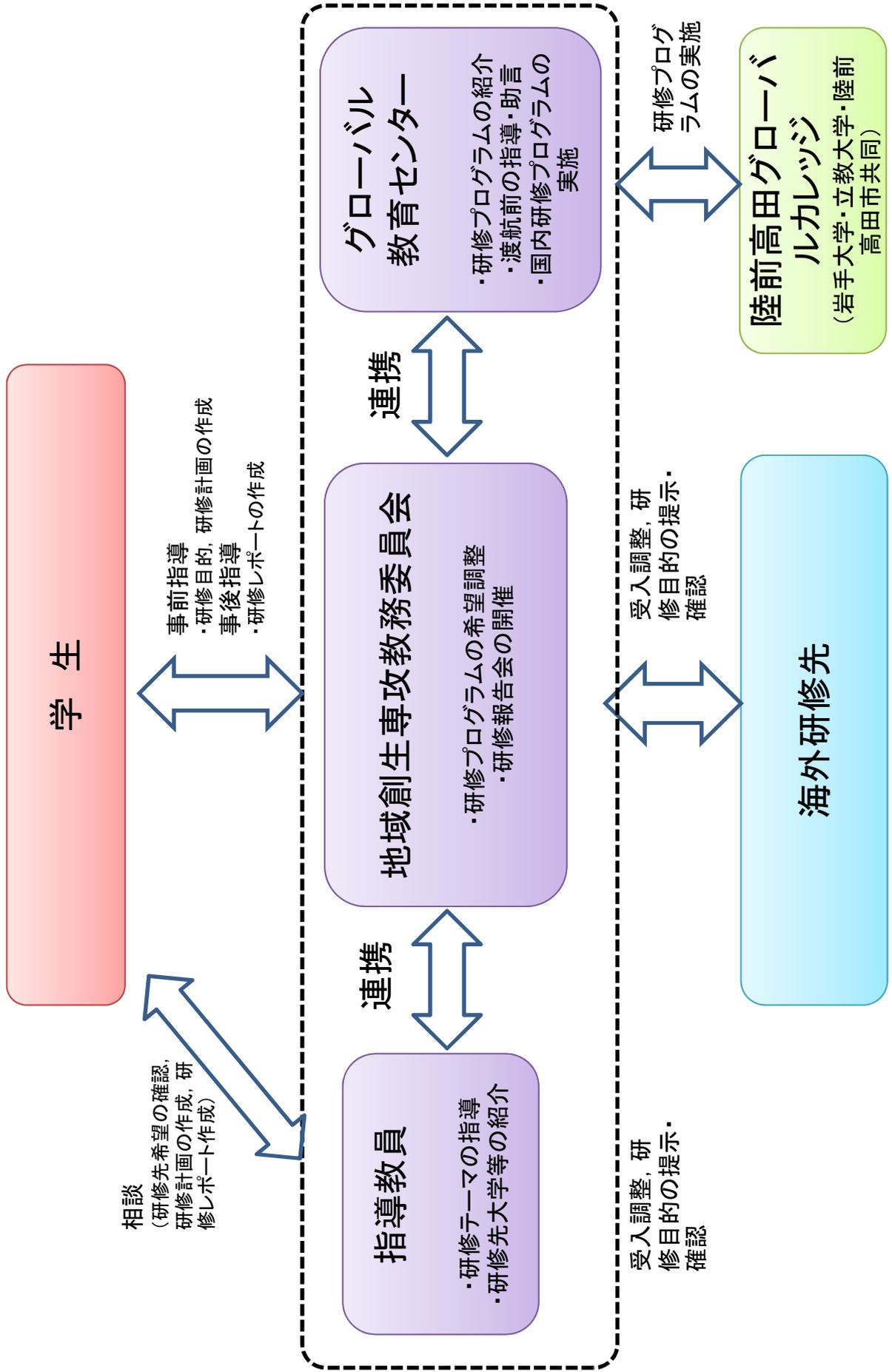


資料7 地域創生専攻「地域インターンシップ受入企業等予定一覧」

地域創生専攻 地域インターンシップ受入企業等予定一覧

企業等名	所在地
岩手県庁	盛岡市内丸10番1号
盛岡市役所	盛岡市内丸12番2号
北上市役所	北上市芳町1-1
久慈市役所	久慈市川崎町1-1
奥州市役所	奥州市水沢区大手町1-1
宮古市役所	宮古市新川町2-1
大船渡市役所	大船渡市盛町字宇津野沢15
花巻市役所	花巻市花城町9-30
遠野市役所	遠野市東館町8-12
一関市役所	一関市竹山町7-2
陸前高田市役所	陸前高田市高田町字鳴石42-5
釜石市役所	釜石市只越町3-9-13
八幡平市役所	八幡平市野駄21-170
滝沢市役所	滝沢市中鶴飼55
矢巾町役場	紫波郡矢巾町大字南矢幅13-123
金ヶ崎町役場	胆沢郡金ヶ崎町西根南町22-1
岩泉町役場	下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59-5
岩手県商工会連合会	盛岡市盛岡駅西通一丁目3番8号
岩手県農業協同組合中央会	盛岡市大通1丁目2-1
岩手県漁業協同組合連合会	盛岡市内丸16-1
岩手県森林組合連合会	盛岡市中央通3丁目15-1
国土交通省東北地方整備局	盛岡市上田4-2-2
いであ株式会社	仙台市青葉区錦町1-1-11
東北エンジニアリング株式会社	滝沢市大石渡2015番地
中央コンサルタンツ株式会社	盛岡駅前通15番19号
株式会社吉田測量設計	盛岡市仙北一丁目3-13
株式会社建設技術研究所東北支社	仙台市青葉区本町2-15-1
自然科学研究機構国立天文台水沢VLBI観測所	奥州市水沢区星ガ丘町2-12
セントラルコンサルタンツ株式会社 東北支社	仙台市青葉区立町27番21号
株式会社復建技術コンサルタント	盛岡市中央通1-7-25
公益財団法人岩手県土木技術振興協会	盛岡市みたけ二丁目2番10号
株式会社岩手めんこいテレビ	盛岡市本宮5丁目2-25
紫波グリーンエネルギー(株)	紫波郡紫波町日詰中新田209-1
(一社)南相馬除染研究所	福島県南相馬市原町区二見町1-6
(有)李創舎	盛岡市玉山区好摩字芋田向85-20
(有)永田バイオ研究所	長野県須坂市墨坂南1丁目3番7号
(株)きのとやファーム	北海道夕張郡長沼町東5線北13号
大船渡市立図書館	大船渡市盛町字下館下18-1
日本工営(株)	宮城県仙台市青葉区国分町3丁目1番11号
(公財)仙台市公園緑地協会	仙台市宮城野区五輪1-3-35
つきき農園	北海道亀田郡七飯町字仁山425-1
(独)森林総合研究所東北支所	盛岡市下厨川字鍋屋敷92-25
(公社)中越防災安全推進機構	新潟県長岡市大手通2丁目6番地
NPO法人ピッキオ	長野県北佐久郡軽井沢町長倉2148
公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団	福島県安達郡大玉村玉井字長久保68
(地独)岩手県工業技術センター	盛岡市北飯岡2-4-25
シチズン東北株式会社	岩手県北上市相去町平林14-14
ハードメタル株式会社	盛岡市上田4丁目3-5
有限会社及春鋳造所	奥州市水沢区羽田町字下屋敷37
ユニカ株式会社岩手工場	奥州市前沢区徳沢1-17
株式会社アイカムス・ラボ	盛岡市北飯岡一丁目8番25号
株式会社アイメタルテクノロジー	北上市和賀町後藤2地割106番地6
株式会社いわて金型技研	北上市大通り3-4-2
株式会社エイワ	釜石市大字平田第3地割61-24
株式会社エフアドディ	岩手県八幡平市田頭23-29
株式会社エフビー	岩手県下閉伊郡山田町豊間根2-31-1
株式会社ニュートン	岩手県八幡平市大更2-154-19
株式会社ベン盛岡営業所	岩手県紫波郡矢巾町南矢幅第6地割151
株式会社阿部製作所	岩手県北上市北工業団地1番9号
株式会社水沢軽合金鋳造所	岩手県奥州市水沢区太日通り1丁目8-15
岩手製鉄株式会社	岩手県北上市和賀町藤根18地割14番地
東京製綱株式会社北上工場	岩手県北上市北工業団地7番1号
日本端子株式会社花泉工場	岩手県一関市花泉町涌津38-208
アイシン高丘東北(株)	宮城県黒川郡大
(株)ベスト	岩手県北上市藻沢3地割179-1
トヨタ自動車東日本株式会社岩手工場	岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根森山1
日本ピストンリング株式会社岩手工場	岩手県一関市東台14番地42
高周波鋳造(株)	青森県八戸市沼館4-7-108
盛岡セイコー工業(株)	岩手県岩手郡雫石町板橋61-1
東綱機械株式会社	岩手県北上市北工業団地2番16号
株式会社ミクニ盛岡事業所	岩手県滝沢市外山309番地

グローバルコミュニケーションの実施体制



資料9 履修モデル

専攻名 地域創生専攻
 コース名 地域産業コース
 プログラム名 高度農林業プログラム

区分	1年次		2年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	
研究科 共通科目	震災復興・ 地域創生 イノベーション グローバル	地域創生特論 【必修】(1単位) グローバルエネルギー特論(1単位)	地域防災特論 (1単位) システム創成特論 (1単位)		5
	技法知 科目		アカデミック英語(B1-LS)(1単位)		
専攻共通科目	地域インターンシップB【選択必修】(2単位) グローバルコミュニケーション【必修】(1単位)		オープンセミナー(1単位) アウトリーチセミナー【必修】(1単位)		5
コース共通科目	地域産業総合演習【必修】(2単位)				2
プログラム科目	地域資源管理学特論(2単位) 水資源・灌漑工学特論(2単位)	植物環境科学特論(2単位) 土壌工学特論(2単位)	農産物流通科学特論(2単位) 自然環境共生学特論(2単位)	農業経済・経営特論(2単位)	22
	特別研究【必修】(8単位)				
学位: 修士(農学)					34

専攻名 地域創生専攻
 コース名 地域産業コース
 プログラム名 水産業革新プログラム

区分	1年次		2年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	
研究科 共通科目	震災復興・ 地域創生 イノベーション グローバル	地域創生特論 【必修】(1単位) 物質機能創成特 論(1単位) グローバルエネルギー特論(1単位)	多文化共生特論 (1単位)		5
	技法知 科目		アカデミック英語(B1-RW)(1単位)		
専攻共通科目	地域インターンシップB【必修】(2単位) グローバルコミュニケーション【必修】(1単位)		オープンセミナー(1単位) アウトリーチセミナー【必修】(1単位)		5
コース共通科目	地域産業総合演習(2単位)				2
プログラム科目	水圏生命科学特論【必修】(2単位) 水産システム学特論【必修】(2単位) 水圏生命科学演習(1単位)	水族生理学特論(2単位) 水族生理学演習(1単位) 漁業資源生態学特論(2単位) 漁業資源生態学演習(1単位) 漁村計画学特論(2単位)	漁村計画学演習(1単位)		22
	特別研究【必修】(8単位)				
学位: 修士(水産学)					34

専攻名 地域創生専攻
 コース名 地域産業コース
 プログラム名 金型・鑄造プログラム(金型分野)

区分	1年次		2年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	
研究科 共通科目	総合科学 科目 震災復興・ 地域創生 イノベー ション グローバル	地域創生特論 【必修】(1単位) グローバルエネルギー特論(1単位) 研究者倫理特論 (1単位) アカデミック英語(B2-LS)(1単位)		システム創成特論 (1単位) 多文化共生特論 (1単位)	6
専攻共通科目	国際インターンシップ【必修】(2単位)			アウトリーチセミナー【必修】(1単位)	4
コース共通科目			地域産業総合演習【必修】(2単位)		2
プログラム科目	金型加工技術特論(2単位) 計測・分析技術特論(2単位) 検査分析実習(1単位) 成形技術実習(1単位) 品質工学特論(2単位)		金型設計実習(1単位) 金型加工技術実習(1単位) 実践品質管理(1単位)	金型表面技術特論(2単位) 金型製作実習(1単位)	22
特別研究【必修】(8単位)					
学位:修士(工学)					34

専攻名 地域創生専攻
 コース名 地域産業コース
 プログラム名 地域経済総合プログラム

区分	1年次		2年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	
研究科 共通科目	総合科学 科目 震災復興・ 地域創生 イノベー ション グローバル	地域創生特論 【必修】(1単位) グローバルエネルギー特論(1単位) 研究者倫理特論 (1単位)	グローバル環境科 学特論(1単位)	システム創成特論 (1単位)	5
専攻共通科目	地域インターンシップB【必修】(2単位) グローバルコミュニケーション【必修】(1単位)			アウトリーチセミナー【必修】(1単位)	5
コース共通科目			地域産業総合演習【必修】(2単位)		2
プログラム科目	地域経済論特論(2単位)		進化経済学特論(2単位) 政治経済学特論(2単位) 商法特論(2単位) 環境経済論特論(2単位)	進化経済学特別演習(2単位) 政治経済学特別演習(2単位)	22
特別研究【必修】(8単位)					
学位:修士(学術)					34

専攻名 地域創生専攻
 コース名 地域・コミュニティデザインコース
 プログラム名 地域マネジメントプログラム

区分	1年次		2年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	
研究科 共通科目	震災復興・ 地域創生 イノベー ション グローバル	地域創生特論 【必修】(1単位) 物質機能創成特 論(1単位)	地域防災特論 (1単位)		5
技法知 科目		グローバル環境科 学特論(1単位) アカデミック英語(A2-LSRW)(1単位)			
専攻共通科目	地域インターンシップB【必修】(2単位) グローバルコミュニケーション【必修】(1単位)			アウトリーチセミナー【必修】(1単位)	5
	オープンセミナー(1単位)				
コース共通科目	地域・コミュニティデザイン総合演習【必修】(2単位)				2
プログラム科目	公法特論(2単位)	地域法政策特論(2単位)	公法特別演習(2単位)	地域法政策特別演習(2単位)	22
	民事法特論(2単位)	地域環境政策学特論(2単位)	地域環境社会学特論(2単位)		
	特別研究【必修】(8単位)				
学位：修士(学術)					34

専攻名 地域創生専攻
 コース名 地域・コミュニティデザインコース
 プログラム名 防災・まちづくりプログラム (学際系)

社会人学生の場合

区分	1年次		2年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	
研究科 共通科目	震災復興・ 地域創生 イノベー ション グローバル	地域創生特論 【必修】(1単位)	地域防災特論 (1単位) システム創成特論 (1単位) グローバル環境科 学特論(1単位) 多文化共生特論 (1単位)		5
技法知 科目					
専攻共通科目	地域インターンシップA【必修】(2単位) グローバルコミュニケーション【必修】(1単位)			アウトリーチセミナー【必修】(1単位)	5
	オープンセミナー(1単位)				
コース共通科目	地域・コミュニティデザイン総合演習【必修】(2単位)				2
プログラム科目	防災・まちづくり特論【必修】(2単位)	地域計画特論(2単位)	災害復興論(2単位)	公共政策特論(2単位)	22
		災害危機管理特論(2単位)		地域社会特論(2単位)	
	防災・復興計画特論(2単位)				
	特別研究【必修】(8単位)				
学位：修士(学術)					34

専攻名 地域創生専攻
 コース名 地域・コミュニティデザインコース
 プログラム名 防災・まちづくりプログラム (工学系)

区分	1年次		2年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	
研究科 共通科目	総合科学 科目 震災復興・ 地域創生 イノベー ション グローバル	地域創生特論 【必修】(1単位)	先端生命科学特 論(1単位)	多文化共生特論 (1単位)	5
	技法知 科目	研究者倫理特論 (1単位)	アカデミック英語(B1-LS)(1単位)		
専攻共通科目	地域インターンシップB【必修】(2単位)		アウトリーチセミナー【必修】(1単位)		5
	グローバルコミュニケーション【必修】(1単位)		オープンセミナー(1単位)		
コース共通科目	地域・コミュニティデザイン総合演習【必修】(2単位)				2
プログラム科目	防災・まちづくり特論【必修】(2単位)	防災・復興計画特論(2単位)	災害復興論(2単位)	砂防学特論(2単位)	22
	地震・火山防災特論(2単位)	水域防災特論(2単位)	地圏防災特論(2単位)		
	特別研究【必修】(8単位)				
学位：修士(工学)					34

専攻名 地域創生専攻
 コース名 地域・コミュニティデザインコース
 プログラム名 社会基盤・環境工学プログラム

区分	1年次		2年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	
研究科 共通科目	総合科学 科目 震災復興・ 地域創生 イノベー ション グローバル	地域創生特論 【必修】(1単位)	多文化共生特論 (1単位)		5
	技法知 科目	研究者倫理特論 (1単位)	アカデミック英語(B1-LS)(1単位)		
専攻共通科目	地域インターンシップB【必修】(2単位)		アウトリーチセミナー【必修】(1単位)		5
	グローバルコミュニケーション【必修】(1単位)		オープンセミナー(1単位)		
コース共通科目	地域・コミュニティデザイン総合演習【必修】(2単位)				2
プログラム科目	社会基盤・環境工学特論【必修】(2単位)	社会基盤保全特論(2単位)	構造力学特論(2単位)	廃棄物処理工学特論(2単位)	22
	地盤工学特論(2単位)	水環境工学特論(2単位)	大気環境工学特論(2単位)		
	社会基盤・環境工学特別研修(2単位)				
	特別研究【必修】(8単位)				
学位：修士(工学)					34

専攻名 地域創生専攻
 コース名 人間健康科学コース
 プログラム名 行動科学プログラム

区分	1年次		2年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	
研究科 共通科目	震災復興・ 地域創生 イノベー ション グローバル	地域創生特論 【必修】(1単位)	システム創成特論 (1単位) 多文化共生特論 (1単位)		3
専攻共通科目		地域インターンシップB【必修】(2単位) グローバルコミュニケーション【必修】(1単位)		アウトリーチセミナー【必修】(1単位)	5
		オープンセミナー【選択】(1単位)			
コース共通科目		人間健康科学総合演習I【必修】(2単位)	人間健康科学総合演習II【必修】(2単位)		4
プログラム科目		生物心理学特論(2単位) 地域社会学(農村系)特論(2単位) 心理統計法特論(2単位)	認知心理学特別演習(2単位)	社会心理学特別演習(2単位) 人文地理学特別演習(2単位)	22
			人間情報処理論特論(2単位)		
		特別研究【必修】(8単位)			
学位：修士(学術)					34

専攻名 地域創生専攻
 コース名 人間健康科学コース
 プログラム名 臨床心理学プログラム

区分	1年次		2年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	
研究科共通科目	震災復興・ 地域創生 イノベー ション グローバル	地域創生特論 【必修】(1単位)	地域防災特論 (1単位) 先端生命科学特 論(1単位) 多文化共生特論 (1単位)	アカデミック英語(A2-LSRW)(1単位)	5
専攻共通科目		グローバルコミュニケーション【必修】(1単位)			1
コース共通科目		人間健康科学総合演習I【必修】(2単位)	人間健康科学総合演習II【必修】(2単位)		4
プログラム科目		臨床心理学特論I【必修】(2単位) 臨床心理学特論II【必修】(2単位) 臨床心理面接特論I【必修】(2単位) 臨床心理査定演習I【必修】(2単位) 臨床心理基礎実習I【必修】(1単位) 障害児心理学特論(2単位) 精神医学特論(2単位)	臨床心理面接特論II【必修】(2単位) 臨床心理査定演習II【必修】(2単位) 臨床心理基礎実習II【必修】(1単位) 臨床心理地域援助特論(2単位) 学校臨床心理学特論(2単位) 投射法特論(2単位)	臨床心理実習I【必修】(1単位) 臨床心理実習II【必修】(1単位)	34
		特別研究【必修】(8単位)			
学位：修士(学術)					44

専攻名 地域創生専攻
 コース名 人間健康科学コース
 プログラム名 スポーツ健康科学プログラム

区分		1年次		2年次		修得単位
		前期	後期	前期	後期	
研究科 共通科目	総合科 学科目	震災復興・ 地域創生 イノベー ション	地域創生特論 【必修】(1単位)	先端生命科学特論 (1単位) グローバル環境科 学特論(1単位)		3
	技法知 科目					
専攻共通科目		地域インターンシップB【必修】(2単位)		アウトリーチセミナー【必修】(1単位)		5
		グローバルコミュニケーション【必修】(1単位)		オープンセミナー(1単位)		
コース共通科目		人間健康科学総合演習I【必修】(2単位)	人間健康科学総合演習II【必修】(2単位)			4
プログラム科目	スポーツ衛生学特論(2単位)		スポーツ衛生学特別演習(2単位)		22	
	運動疫学特論(2単位)		スポーツNPO特別演習(2単位)			
	トレーニング科学特論(2単位)					
	スポーツ健康マネジメント論(2単位)					
	コーチング特論(2単位)					
			特別研究【必修】(8単位)			
学位:修士(スポーツ健康科学)						34